

平成22年4月1日から 建設リサイクル法が一部変わります

1. 解体工事等の届出の様式が変わります

届出書(様式第一号・別表1～3), 変更届出書(様式第二号・別表1～3)が改正されました。

平成22年4月1日以降に届出書を提出する場合には, 新しい様式で提出することになります。(旧様式での提出はできません)

2. 分別解体等の施工手順が明確化されました

床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事を行うとき, 木材の分別・再資源化を適切に行うため, 内装材に木材が含まれている場合には, 木材と一体となった石膏ボード等の建設資材を, あらかじめ取り外してから木材を取り外さなければならないことが明記されました。(ただし, 建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上難しい場合はこの限りではありません)

お問い合わせ先		
	茨城県土木部検査指導課	029-301-4386(直)
水戸市内	水戸市都市計画部建築指導課	029-224-1111(代)
日立市内	日立市都市建設部建築指導課	0294-22-3111(代)
北茨城市内	北茨城市都市建設部都市計画課	0293-43-1111(代)
高萩市内	高萩市建設経済部建設課	0293-23-2111(代)
ひたちなか市内	ひたちなか市都市整備部建築指導課	029-273-0111(代)
土浦市内	土浦市都市整備部建築指導課	029-826-1111(代)
取手市内	取手市建設部建築指導課	0297-74-2141(代)
つくば市内	つくば市都市建設部建築指導課	029-836-1111(代)
古河市内	古河市都市計画部建築指導課	0280-92-3111(代)
上の市を除く 県央地域	県民センター総室県央建築指導室	029-301-4784(直)
上の市を除く 県北地域	県北県民センター建築指導課	0294-80-3344(直)
上の市を除く 鹿行地域	鹿行県民センター建築指導課	0291-33-4114(直)
上の市を除く 県南地域	県南県民センター建築指導課	029-822-7082(直)
上の市を除く 県西地域	県西県民センター建築指導課	0296-24-9154(直)